

第 2 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

令和8年4月21日

閉 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第2回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和8年4月21日（火曜日）

午後3時1分開議

午後4時31分閉会

本日の会議に付した事件

令和8年度主要事業等の説明

出席委員（7人）

委員長 池 永 幸 生
副委員長 斎 藤 陽 子
委員 岩 中 伸 司
委員 藤 川 隆 夫
委員 岩 本 浩 治
委員 吉 田 孝 平
委員 高 井 千 歳

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 久 原 美樹子
政策審議監 坂 本 弘 道
医 監 木 脇 弘 二
長寿社会局長 竹 中 良
子ども・
障がい福祉局長 本 田 敦 美
健康局長 清 水 英 伸
首席審議員
兼健康福祉政策課長 寺 本 和 央
首席審議員
兼健康危機管理課長 黒 瀬 琢 也
高齢者支援課長 宮 川 和 巳
認知症施策・
地域ケア推進課長 高 松 江三子
社会福祉課長 池 島 信 行
子ども未来課長 高 橋 知 里
子ども家庭福祉課長 猿 渡 正 則
障がい者支援課長 佐 方 美 紀

医療政策課長 神 西 良 三

国保・高齢者医療課長 錦 戸 亨

健康づくり推進課長 堤 茂

薬務衛生課長 飯 野 彬

病院局

病院事業管理者 千 田 真 寿

総務経営課長 富 田 幸 浩

事務局職員出席者

議事課参事 櫻 木 俊 雄

政務調査課課長補佐 坂 口 秀 樹

午後3時1分開議

○池永幸生委員長 ただいまから第2回厚生
常任委員会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、一言御挨拶申
し上げます。

さきの委員会で委員長に選任されました池
永でございます。

今後1年間、斎藤副委員長とともに、誠心
誠意円滑な委員会運営に努めてまいりたいと
思いますので、どうぞよろしくお願いいたし
ます。

委員各位におかれましては、御指導、御鞭
撻をいただきますようよろしくお願い申し上
げます。

また、健康福祉部長、病院事業管理者をは
じめとする執行部の皆様方におかれまして
も、協力のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせてい
ただきます。

続いて、斎藤副委員長から挨拶をお願いい
たします。

○斎藤陽子副委員長 皆様、こんにちは。こ
のたび副委員長に選任いただきました斎藤陽
子です。

池永委員長をお支えし、円滑な委員会の運営に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

また、委員各位の皆様、そして執行部の皆様におかれましても、御協力いただきますようによりしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。お世話になります。

○池永幸生委員長 それでは、本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でございますので、初めに、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

課長以上については自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により紹介に代えさせていただきます。

（部長、病院事業管理者～総務経営課長の順に自己紹介）

○池永幸生委員長 ありがとうございます。1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、主要事業等の説明に入りますが、質疑については、執行部の説明後、一括して受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、各課長から順次説明をお願いします。

初めに、久原健康福祉部長。

○久原健康福祉部長 令和8年度の健康福祉部の主要事業等の説明に先立ちまして、令和7年8月豪雨における住まいの再建状況について御説明いたします。

令和8年3月末時点では、住宅の応急修理制度を活用し、1,172世帯の住宅等において修理が完了しております。応急仮設住宅等の

入居者は、賃貸型応急住宅や公営住宅を合わせて283戸643人となっており、引き続き最後のお一人が再建されるまで支援を行ってまいります。

続いて、令和8年度の健康福祉部を総括して御説明いたします。

くまもと新時代共創基本方針に基づき、こどもまんなか熊本の実現、人生100年時代の充実に向けた体制づくり、地域共生社会の実現に向けて、子供、若者が幸せに暮らし、成長するための施策や、県民の命、健康、安全・安心を守るための施策などに引き続き全力で取り組んでまいります。

まず、今年度の健康福祉部の組織機構について御説明いたします。

令和8年度組織機構図及び役付職員名簿の冊子、1ページをお願いいたします。

健康福祉部は、本庁12課及び各地域の福祉事務所、保健所、個別出先機関で構成されております。

今年度は、新たに健康危機管理課に動物愛護班を設置し、動物愛護行政の本庁機能を強化いたしました。

次に、令和8年度主要事業及び新規事業の冊子の1ページをお願いいたします。

特別会計を含む健康福祉部の令和8年度の当初予算の総額は、3,449億7,700万円余となっております。なお、一般会計ベースで前年度の当初予算と比較しますと、25億3,400万円余の増となっております。

健康福祉部の主な施策について、4項目に分けて御説明いたします。

1つ目は、災害からの復旧、復興に係る被災者支援について、被災者それぞれの意向に沿った住まいの再建支援を最後のお一人まで継続するとともに、今後に向けた防災、減災の取組を実施してまいります。

2つ目は、こどもまんなか熊本の実現に向けて、子供、若者への性や健康、妊娠に関する正しい知識の普及啓発、相談支援体制の整

備を行うとともに、あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援を実施してまいります。

3つ目は、人生100年時代の充実に向けて、人材確保など、医療、福祉、介護サービスの提供体制確保に向けた取組を強化するとともに、介護予防の推進を図ってまいります。

4つ目は、地域共生社会の実現に向けて、スポーツ、芸術、文化活動を通した障害者の社会参加や、障害がある方だけでなく、その家族も含めた一体的な支援を推進してまいります。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては関係課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○池永幸生委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○寺本健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

令和8年度主要事業及び新規事業の2ページをお願いいたします。

まず、項目欄の1つ目、災害救助対策の推進でございます。

説明欄1の災害救助事業は、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨の被災者に対する応急仮設住宅の供与等を行うものです。

そのほか、2から4までの事業は、平時からの備えとして、市町村に対する要支援者個別避難計画の作成支援や県社協が行う災害ボランティアセンター関係の研修等への助成、国の経済対策を活用した避難者の生活環境改善のために必要な資機材購入を行うものです。

項目欄の2つ目、「すまい」の再建支援及び被災者支援の推進については、住まいを再建される方が住宅融資を利用される場合の利子助成や、市町村が設置運営する地域支え合いセンターに対する支援を行うものです。

3ページをお願いします。

項目欄の3つ目、地域福祉の推進については、説明欄1にあります地域福祉支援計画に基づいて取組を進めておりまして、2以下が、その具体的な内容でございます。

地域住民の様々なニーズに対応する市町村の体制整備に対する助成や、地域の縁がわに取り組みNPO法人や社会福祉法人等の活動を支援するもの、そのほか、民生委員、児童委員活動に対する支援、ハートフルパスの普及など、やさしいまちづくりを通じて高齢者、障害者等の社会参画の促進を図るものです。

健康福祉政策課は以上でございます。

○黒瀬健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

4ページをお願いいたします。

主要事業、新規事業のうち、主なものについて御説明させていただきます。

まず、項目欄の感染症対策の推進のうち、2の肝炎対策事業です。これは、B型肝炎、C型肝炎の患者の方の治療に伴う医療費の助成や肝炎ウイルス検査などに要する経費でございます。

次に、4の新型インフルエンザ対策費です。

これは、国の方針に従って行う新型インフルエンザ等の発生に備えた薬や個人防護具の購入や保管などに要する経費でございます。

5ページをお願いいたします。

項目欄の食品の安全確保対策の推進のうち、3のと畜検査整備事業、食鳥肉処理安全対策事業及び対米等輸出食肉検査事業です。

これは、屠畜場等で処理される食肉の検査体制の整備、アメリカなどへの輸出の認定を受けた施設の監視指導などに要する経費でございます。

その下、公衆衛生獣医師確保対策の推進の公衆衛生獣医師確保育成事業は、公衆衛生獣

医師の確保育成のため、一定期間県の職員として働くことを要件とした獣医系大学在学中の学生に対する修学資金の助成や獣医師職員の研究支援などに要する経費でございます。

6ページをお願いいたします。

動物の愛護管理の推進の動物愛護管理事業及び動物愛護推進事業は、保健所で行っている犬の捕獲、抑留、動物愛護センター、アニマルフレンズ熊本を中心に行っている動物愛護の啓発、保護犬、保護猫の譲渡促進、飼いのいない猫対策として実施している避妊、去勢手術などのほか、熊本市東区にある動物愛護センター別館の改修に要する経費でございます。

健康危機管理課の説明は以上でございます。

○宮川高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

7ページをお願いいたします。

主なものを説明させていただきます。

項目欄の1つ目、元気高齢者に対する取組の1、老人クラブ活動の推進は、高齢者の生きがい、健康づくり等を推進するため、(1)は、熊本県老人クラブ連合会に対して、(2)は、市町村の老人クラブ等に対して運営や活動に要する経費などの助成を行うものです。

次に、項目欄の2つ目、要介護高齢者等に対する取組のうち、1、福祉人材緊急確保事業は、県社会福祉協議会に委託して実施する人材確保のためのセミナーや広報啓発、面接会によるマッチングなどに要する経費です。

2、介護人材確保対策推進事業は、事業者団体等が主体的に実施する介護人材の確保や育成の取組等について助成を行うものです。

1つ飛びまして、4、介護現場の勤務環境改善支援事業は、介護現場の業務改善や効率化など勤務環境改善の取組を支援するため、ワンストップ相談窓口を設置するものです。

8ページをお願いいたします。

5、介護現場の勤務環境改善支援事業は、介護施設等が行うロボットやICTなどの介護テクノロジーの導入に要する経費について助成を行うものです。

1つ飛びまして、7、外国人介護人材受入環境整備事業は、技能実習生等に対する日本語や介護知識等に関する集合研修等に要する経費や、外国人介護人材の雇用のために介護施設等が借り上げる住居の家賃等について助成を行うものです。

次に、項目欄の3つ目、要介護高齢者等に対する取組のうち、1、介護基盤緊急整備等事業は、市町村が所管する地域密着型特別養護老人ホーム等の整備に対して助成を行うものです。

1つ飛びまして、3、施設開設準備経費助成特別対策事業は、介護施設等の新規開設に必要な準備経費に対して助成を行うものです。

9ページをお願いいたします。

項目欄の4つ目、施設への支援のうち、1、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業は、介護従事者及び介護職員に対する幅広い賃上げ支援として、職場環境改善に取り組む介護サービス事業所等への助成を行うものです。

1つ飛びまして、3、介護施設等に対するサービス継続支援事業は、介護施設等に対する食事提供サービスの継続支援として、食料品の購入等に要する経費について助成を行うものです。

4、介護事業所等に対するサービス継続支援事業は、介護事業所等に対するサービス継続支援として、将来に必要となる防災備蓄等に係る設備、備品の購入等に要する経費について助成を行うものです。

高齢者支援課の説明は以上でございます。

○高松認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課です。

説明資料の10ページをお願いいたします。
主な事業を御説明いたします。

まず、左の項目欄、認知症施策の推進についてです。

1の認知症診療・相談体制強化事業は、県内11か所の認知症疾患医療センター体制の整備や関係機関との連携体制の強化、認知症の早期発見、相談体制の充実を図るものです。

2の若年性認知症対策事業は、就労している年齢で発症することが多い若年性認知症の支援のため、医療、介護、福祉に加え、雇用関係の代表者もメンバーとする自立支援ネットワークの構築等、若年性認知症施策を推進するものです。

続きまして、11ページ、お願いいたします。

項目欄、地域包括ケアの推進についてです。

1の訪問看護推進事業は、訪問看護サービスの一層の安定提供を図るため、訪問看護ステーション等への人材育成や運営支援に要する経費について助成を行うものです。

3の在宅医療サポートセンター事業は、在宅医療の推進を図るため、県が指定する県及び各地域の在宅医療サポートセンターの運営費に要する経費について助成するものです。

4の地域包括ケアシステム構築加速化事業は、医療、介護、生活支援等を一体的に提供するため、地域包括ケアシステムの構築を推進する市町村へ職員や専門職を派遣し、伴走支援等を行うものです。

5の在宅歯科医療機能強化事業は、歯科医師会が設置している在宅歯科医療連携室での調整機能の強化、人材育成、普及啓発等の経費や、地域の歯科での器材購入経費について助成するものです。

6の介護予防DX推進事業、新規事業でございます。希望する市町村に対し、介護予防等の事業の充実のため、民間のノウハウやスキルを活用し、適切なデータ分析と資源の

マッチング、サービス体系の再構築等を行うものです。

続いて、12ページ、お願いいたします。

項目欄、市町村介護保険事業の円滑な推進についてです。

1の介護給付費県負担金交付事業から3の第1号保険料県負担金交付事業までは、いずれも介護保険法に基づく法定の負担金、交付金に関するものです。

4の第9期介護保険事業計画支援事業は、3か年計画の3年目を迎える第9期市町村計画の推進や、第10期市町村計画の策定のための市町村支援を行うものです。

5のケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業は、各事業所の業務量や費用の削減のため、従来、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で紙でやり取りをしているケアプランを、標準化、統一化されたデータで送受信するためのシステム導入支援に係る費用を市町村に対し助成するものです。

認知症施策・地域ケア推進課は以上です。

○池島社会福祉課長 社会福祉課でございます。

資料の13ページをお願いいたします。

主なものを説明させていただきます。

まず、生活困窮者等に対する取組につきまして、説明欄の1、生活保護の適正実施の(1)福祉事務所費、(2)生活保護適正実施推進事業は、県の各福祉事務所や社会福祉課において生活保護を適正に推進するための経費でございます。

(3)生活保護システム運営費は、生活保護システムについて、法律に基づき標準仕様のシステムに移行するとともに、その運営に要する経費でございます。

(4)生活扶助基準改定最高裁判決対応事業(事務費)は、2月議会で予算計上させていただいた事業で、生活扶助基準改定に関する最

高裁判決に対応した生活保護費等の追加給付の支給事務実施体制整備に要する経費でございます。

2の扶助費の(1)生活保護費、(2)生活保護県費負担金は、生活保護受給者に対する生活扶助や住宅扶助などの経費でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

(3)生活扶助基準改定最高裁判決対応事業(扶助費)は、先ほどの事務費と同じく2月議会で予算計上させていただいた事業で、生活扶助基準改定に関する最高裁判決に対応した生活保護費等の追加給付に要する経費でございます。

3の生活困窮者に対する自立支援について、(1)生活困窮者総合相談支援事業、(2)生活困窮者自立支援プラン推進事業は、生活保護に至る前の段階の第2のセーフティーネットとして、生活困窮者からの相談に対する自立支援プランの作成とその支援プランに基づく就労支援や家計改善の支援、さらに子供の学習生活支援を行うものでございます。

(4)日常生活自立支援事業は、県社会福祉協議会が行う認知症高齢者等への自立支援事業に要する経費について助成するものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

(6)生活保護受給世帯等のこどもの進学支援事業は、生活保護受給世帯の子供の大学等進学率が低いことや進学支援の現状を踏まえ、進学支援を行うケースワーカー等の研修強化に取り組むとともに、新たに受験料、模試費用の助成を行うものでございます。

(7)ひきこもり支援推進事業は、ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりの御本人や家族等への相談支援、支援者の養成、情報発信に総合的に取り組むものでございます。

次に、戦没者等の援護についてですが、1の特別給付金等支給事務費は、さきの大戦で

亡くなられた軍人軍属の御遺族に対する特別弔慰金の支給審査を行うものでございます。

4の慰霊事業は、毎年8月15日の戦没者追悼式の開催等に要する経費について助成するものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

社会福祉施設等の指導監査等についてですが、2の小規模法人のネットワーク化による協働推進等事業は、複数の小規模法人がネットワークを構築して実施する地域貢献や人材確保を目的とした法人連携の取組に対して助成するものでございます。

社会福祉課の説明は以上でございます。

○高橋子ども未来課長 子ども未来課でございます。

主な事業を御説明いたします。

資料は17ページをお願いいたします。

項目欄、こどもまんなか熊本・実現計画の推進の説明欄1、子ども・子育て支援事業支援計画推進事業は、令和6年度に策定をしましたこどもまんなか熊本・実現計画について、計画の進捗を図るため、引き続き関係者から御意見を伺いながら、具体的な進め方を検討するための費用でございます。

項目欄の2つ目、教育・保育サービスの充実の1、子どものための教育・保育給付費は、保育所や認定こども園など、保育施設等の運営に対する財政措置として市町村に支給される給付費の負担金です。

2、市町村保育施設運営費補助は、市町村が行う延長保育や病児・病後児保育等の経費について助成するものです。

1つ飛びまして、4、保育士等確保対策費は、保育士の確保対策として、保育士の再就職支援や保育士を補助する保育補助者を雇い上げるための費用や、保育士養成施設が新たな入学者につながる取組として、中高生等に保育体験講座等を行うことについて助成をす

るものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

項目欄、結婚・妊娠・出産・子育てのステージに応じた切れ目ない支援の説明欄1、少子化対策総合交付金事業は、自然な出会いの創出や不妊対策としての先進医療への助成など、市町村が行う結婚、妊娠、出産までの支援事業について助成をするものです。

2、ライフデザイン推進事業は、社会の価値感や人生における選択肢が多様化する中で、子供、若者が自分らしく自らの希望に応じて人生を考える機会を提供するための取組に係る費用です。

3、性と健康の相談事業は、性や健康・妊娠に関する正しい知識の普及啓発やSNS等を活用した相談体制の整備を行うための費用です。

続きまして、19ページをお願いいたします。

6、産後ケア事業は、市町村が行う出産後1年以内の母子への心身のケアや育児サポート等に係る経費について助成をするものです。

7、子ども医療費助成事業は、通院の場合は就学前まで、入院の場合は中学3年生まで医療費を助成する市町村に対して助成を行うものでございます。

8、小児慢性特定疾病対策事業は、小児慢性特定疾病にかかっている児童の医療費の自己負担分について助成するとともに、その児童や家族に対して相談支援等を行うものです。

9、多子世帯子育て支援事業は、市町村が行う第3子以降の保育料を軽減または無料化するための経費について助成をするものです。

1つ飛びまして、11、児童健全育成事業（運営費）及び次の12、放課後児童クラブ施設整備事業は、11が放課後児童クラブの運営

に係る経費、12が放課後児童クラブの施設整備に係る経費について市町村へ助成をするものです。

続きまして、20ページをお願いいたします。

13、「こどもまんなか熊本」情報発信事業は、子ども・子育て施策に関する情報が様々な場所にあり、必要な情報を取得しにくいことから、現行の結婚・子育て応援サイトを全面リニューアルし、情報を一元化して分かりやすく発信するための取組に係る費用です。

子ども未来課の説明は以上でございます。

○猿渡子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

資料は21ページをお願いいたします。

主なものについて御説明いたします。

項目欄、児童虐待防止と社会的養育の推進についてですが、説明欄1の子ども虐待防止総合推進事業は、児童相談所を中心に、児童虐待防止対策を推進するとともに、関係機関との連携を強化する取組を行うものです。

次に、2の児童家庭支援センター事業は、児童に関する相談や支援を地域に密着して行う児童家庭支援センターを県内に7か所設置して運営するものです。

1つ飛びまして、4の児童養護施設等及び里親委託に係る措置費は、児童を児童養護施設に入所または里親に委託した際に必要となる経費等を負担するものです。

次のページ、22ページをお願いいたします。

中ほどの9、熊本県CPT形成支援事業は、医療機関における児童虐待の早期発見と対応力向上を図るため、拠点病院に専門のコーディネーターを配置し、拠点病院を中心に、医療機関、児童相談所、警察等の関係機関による保護事案の検証や研修等の経費に対して助成を行うものです。

1つ飛びまして、11、こども・子育て支援

人材確保・育成事業は、児童養護施設等における人材確保や、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得に要する経費について助成を行うものです。

次のページ、23ページをお願いいたします。

項目欄、ひとり親家庭等福祉の推進についてですが、1の児童扶養手当支給事業費は、ひとり親家庭等への児童扶養手当の支給、2のひとり親家庭等支援事業は、ひとり親の方への就業相談や就業のための資格取得等に対する支援を行うものです。

次に、項目欄、困難を抱える女性等支援の推進についてですが、配偶者からの暴力など様々な事情により困難を抱える女性等を支援するため、民間シェルターへの支援や困難に陥らないための未然防止教育等を行っておりますが、新規事業として、特に支援につながりにくいとされる若年女性を支援するため、民間団体と連携した相談・支援体制の整備を図るものです。

続いて、項目欄、こどもの居場所づくりの推進についてですが、こども食堂や地域の学習教室など、子供が気軽に集える安全、安心な居場所づくりを支援し、子供の健全育成、地域全体で子供を育てていく環境づくりを行うものです。

最後に、項目欄、厳しい環境におかれているこども達への支援についてですが、ヤングケアラーの相談窓口を設置するなどして、ヤングケアラーの早期発見、支援を行うものです。

子ども家庭福祉課は以上です。

○佐方障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

24ページをお願いします。

主なものを説明いたします。

まず、地域生活支援の充実についてです。

説明欄の1、障害福祉サービス費等負担事

業は、市町村が行う障害者の入所施設や通所サービス利用への給付に係る県負担金です。

3の新規事業、ファミリープラン作成モデル事業は、障害当事者の家族を家族単位で支援するため、家族の意向を反映したファミリープランを作成し、プランに基づく支援を行う事業所を県独自に支援するものです。

4の障がい者福祉施設整備費は、障害者の地域生活支援の充実に向けた環境整備を図るため、障害者福祉施設の創設や改築等に要する経費です。

次に、25ページをお願いいたします。

6の発達障がい者支援センター事業は、発達障害児者やその家族等への相談支援等を行うため、県内2か所に設置している発達障がい者支援センターの運営に要する経費です。

続いて、保健医療体制の充実についてです。

1の重度心身障がい者医療費助成事業は、市町村が行う重度心身障害児者の医療費負担軽減を図るために、市町村へ助成を行うものです。

2の自殺予防等対策推進事業は、自殺予防のための相談支援をはじめ、子供や若者の自殺対策を強化するための「こども、若者の自殺危機対応チーム」の運営等に要する経費です。

4の高次脳機能障害支援普及事業は、令和8年4月1日に施行された高次脳機能障害者支援法の趣旨を踏まえ、高次脳機能障害者の相談支援等を行う支援センターの運営や支援者の養成研修に要する経費です。

次に、26ページをお願いいたします。

社会参加の推進についてです。

1の新規事業、パラアスリート等と連携した共生社会創造事業です。

これまで県が主体となってきたパラアスリートや障害のある芸術家などによる講演会等が県内各地で広がるよう、学校や企業などの民間団体等が講師等を招聘する経費へ

の助成を行うものです。

3の市町村地域生活支援事業は、市町村が行う障害者の社会参加を推進するための相談支援事業や、手話通訳者派遣などの意思疎通支援等に要する経費への助成です。

障がい者支援課は以上です。

○神西医療政策課長 医療政策課でございます。

27ページをお願いします。

まず、医師確保総合対策についてですが、1の寄附講座開設事業は、熊本大学病院に寄附講座を設置し、総合診療医の育成や地域の医療機関への医師派遣等を行うものです。

1つ飛びまして、3のへき地医療体制支援事業は、圏域に僻地を有する拠点病院に医師を派遣し、医療提供体制を確保するために要する経費です。

28ページをお願いします。

6の産科医・新生児科医等確保事業は、医療機関が産科医や助産師に支給する分娩手当に要する経費や、熊本大学病院において産婦人科専門医の育成、地域の医療機関への診療支援等を行うための寄附講座を設ける経費及び県外から産科医等を誘致する経費です。

また、荒尾地域において、地域の中核病院と産科診療所が連携して分娩に取り組む周産期オープンシステムの運用に要する経費です。

次に、項目欄、看護職員確保対策についてですが、1の看護職員確保総合推進事業は、看護職員のキャリアアップを支援するため、特定行為看護師の養成に要する経費や、熊本大学病院と地域の拠点病院間の看護職員の相互派遣研修を実施する看護職キャリア支援センターへの助成です。

また、熊本県看護協会にナースセンターを設置し、未就業者の就労相談や再就業に向けた研修、さらに、今年度から新しく医療機関の臨時的就業ニーズに応じて、時間単位で求

人、求職者の紹介を行うくまもとスポットナース支援事業について、熊本市をモデル地域として実施します。

29ページをお願いします。

災害・救急医療対策についてですが、2のヘリ救急医療搬送体制推進事業は、ドクターヘリと防災消防ヘリ「ひばり」が役割を分担し、相互に補完する熊本型ヘリ救急医療搬送体制を推進するため、主に現場救急を担う熊本赤十字病院のドクターヘリの運航に係る経費や、防災消防ヘリで主に病院間搬送を担う熊本医療センターの病床確保に要する経費に助成する事業です。

次に、小児・周産期医療対策についてですが、1の小児医療対策事業は、小児救命救急センター等の拠点病院の運営に要する経費の助成や、夜間、休日に子供が発熱等した場合の電話相談シャープ8000により、看護師等が必要な措置を助言するものです。

30ページをお願いします。

2の周産期医療対策事業は、総合または地域の周産期母子医療センターを担う病院への運営費や、かかりつけである地域の産科診療所と周産期母子医療センターである熊本大学病院が妊婦の情報を共有できるよう、情報連携体制の強化に要する経費への助成です。

続いて、医療提供体制の充実についてですが、一番下の3番、病床機能再編支援事業は、将来の医療需要等を踏まえ、急性期や慢性期といった過剰な医療機能の病床を減少した場合、病床稼働率に応じた額を支給する全額国庫の事業です。

31ページをお願いします。

4の地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業は、医療機関等における患者情報の共有を進め、質の高い医療・介護サービスの提供を図ることを目的に、県医師会によるくまもとメディカルネットワークの構築に要する経費への助成となります。

医療政策課は以上です。

○錦戸国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

32ページをお願いします。

主なものを御説明いたします。

項目欄1つ目、国民健康保険指導費等の説明欄2、国民健康保険保険基盤安定等負担金は、市町村が行う低所得世帯への保険料の軽減等に要する費用について、県負担金を交付するものです。

次に、項目欄、国民健康保険事業特別会計繰出金は、国民健康保険法の規定に基づき、保険給付費に対する県負担分を特別会計へ繰り出すものです。

次に、項目欄、国民健康保険の事業運営についてです。

平成30年度から県に特別会計を設けて事業運営を行っております。

説明欄1の国民健康保険保険給付費等交付金は、市町村が医療機関等に支払う保険給付など、国民健康保険事業の実施に係る費用を市町村へ交付するものです。

説明欄2の社会保険診療報酬支払基金納付金は、後期高齢者支援金や介護納付金等を支払基金へ納付するものです。

次に、33ページをお願いいたします。

項目欄、2つ目、後期高齢者医療対策は、後期高齢者医療制度に関する県の法定負担金です。

説明欄(1)は、医療給付について、(2)は、高額な医療費の軽減について、(3)は、低所得者等の保険料の軽減について、いずれも後期高齢者医療広域連合に対して県の負担金を交付するものです。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

○堤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の34ページをお願いします。

主な事業について御説明をいたします。

まず、項目欄、健康づくりの推進をお願いいたします。

説明欄1、健康増進計画推進事業は、健康づくり県民会議等による企業や団体、県民も一体となって参加できる県民フォーラムの開催など、くまもと21ヘルスプランに基づく健康づくりの推進や、熊本県循環器病対策推進計画の進捗管理を行うものです。

説明欄の3、糖尿病発症・重症化予防対策支援事業は、糖尿病の発症や重症化の予防を推進するため、熊本大学病院にコーディネーターを配置し、糖尿病医療スタッフの養成や保健医療連携体制の整備に要する経費を助成するものでございます。

説明欄の5、県民の健康を支える食育推進事業は、食習慣が形成される子供の頃からの薄味に慣れるアプローチや災害時の栄養士会との連携など、健康的な食生活を実践するための支援や環境整備、災害時の体制強化を推進するものでございます。

35ページをお願いいたします。

次に、項目欄、歯科保健の推進のうち、説明欄の2、地域みんなで支えるこどもの歯の健康づくり事業は、フッ化物を活用して子供たちの虫歯予防対策に取り組む市町村への助成等でございます。

今年度は、小中学校等におけるフッ化物洗口の実施について補助対象を拡充するなど、教育現場等の安全確保、負担軽減を図り、持続可能な実施体制の構築を支援してまいります。

説明欄の4、災害時等歯科保健医療提供体制整備事業（令和7年経済対策分）は、災害時に避難所等における歯科医療や保健活動の提供に必要な車両、ポータブルユニットなどの機材整備、その活動に従事する人材育成等に対して助成するものでございます。

36ページをお願いいたします。

項目欄、がん対策の推進のうち、説明欄2、がん対策推進事業は、がん診療連携拠点

病院等が行う医師研修や相談支援機能強化などに要する経費を助成するものでございます。

37ページをお願いいたします。

説明欄7、人生100年時代を見据えたがん患者支援事業は、罹患された方の4人に1人が働く世代であることを踏まえ、治療を継続しながら就労、学業等との両立ができるよう、医療用ウィッグなどのケア用品の購入への助成、また、罹患しても安心して暮らしていただけるよう、若年がん患者の在宅療養等に要する経費への助成を行うものでございます。

次に、項目欄、栄養指導対策の推進のうち、説明欄の2、健康増進法施行事務費は、健康増進法に基づき、特定給食施設指導及び国民健康・栄養調査などを行うものでございます。

次に、項目欄、原子爆弾被爆者対策の推進のうち、説明欄の2、原爆被爆者特別措置費は、原爆被爆者の方に対し健康管理手当の支給を行うものです。

38ページをお願いいたします。

項目欄、難病対策等の推進のうち、説明欄1、指定難病医療費は、難病患者の負担軽減のため、医療費の一部を公費負担するものでございます。

最後に、項目欄、ハンセン病問題対策の推進です。

説明欄の1、ハンセン病事業費は、県民にハンセン病問題についての正しい理解を促すための普及啓発事業や、ハンセン病問題相談・支援センターの運営などを行うものでございます。

健康づくり推進課の説明は以上でございます。

○飯野薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

39ページをお願いします。

主な事業を御説明いたします。

まず、項目欄の1つ目、生活衛生関係営業施設等の振興及び衛生水準の維持向上についてでございます。

説明欄3、生活衛生営業振興対策事業は、熊本県生活衛生営業指導センターが実施する各種相談や各生活衛生同業組合の専門的知識、技術等の修得等に要する経費について助成するものでございます。

次に、項目欄2つ目、温泉の保護と適正利用の推進についてでございます。

説明欄1、温泉保護対策等事業は、温泉法による温泉掘削など許可申請に基づく調査や立入調査指導を実施するとともに、県内の主要な温泉地に水位計を設置し、水位や温度等の調査を実施するものでございます。

40ページをお願いします。

項目欄の1つ目、臓器移植・骨髄移植の推進についてでございます。

説明欄1、移植医療推進普及啓発事業は、熊本県臓器移植コーディネーター等を設置し、臓器移植に関する知識の普及啓発や意思表示の記入促進等を図るものでございます。

次に、項目欄2つ目、医薬品の安全確保等の推進についてでございます。

説明欄1、薬事許認可事業は、薬機法に基づき、医薬品等の製造業や販売業などの許認可等事務を適正に行うことで、医薬品等の取扱いの適正化を図るものでございます。

また、説明欄3、災害時医薬品供給対策強化・地域連携強化事業は、新規事業でございます。昨年度に養成した災害薬事コーディネーターの資質向上研修及び地域連携体制の構築等を行うものでございます。

41ページをお願いします。

項目欄2つ目、薬物乱用防止対策の推進についてでございます。

説明欄1、薬物乱用防止事業は、青少年の薬物乱用防止に向け、県警、教育委員会などと連携して、小中学校、高等学校で薬物乱用

防止教室の開催や各種キャンペーンを実施するとともに、子供、若者への相談支援体制を強化するものでございます。

次に、項目欄3つ目、後発医薬品の普及啓発の推進についてでございます。

1の後発医薬品の安心使用促進及び普及啓発事業は、県民や医療機関が安心して後発医薬品を使用できるよう、市場流通品の品質確認検査や協議会の開催等により、後発医薬品の信頼性確保に係る事業を進めるものでございます。

薬務衛生課の説明は以上でございます。

○池永幸生委員長 続いて、病院局の説明に移ります。

まず、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いします。

○千田病院事業管理者 病院局でございます。

県立こころの医療センターの主な取組等につきまして説明申し上げます。

42ページをお願いいたします。

令和8年度当初予算の総括表になります。

病院事業におきましては、公営企業会計を採用しており、大きく収益的収支と資本的収支に分かれております。

表下の(注)に記載しておりますが、収益的収支とは、企業の経営活動、すなわち、病院の診療等に伴って発生する収益と費用、資本的収支とは、建物・施設の建設や企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入となっております。

表の左側、収益的収支では、収入は17億400万円余、支出は17億300万円余を計上しており、損益は100万円余の黒字を見込んでおります。

次に、表の右側、資本的収支では、収入は4,500万円、支出は4億500万円余を計上して

おり、収支の差引きで3億6,000万円余の赤字となっておりますが、これには、損益勘定留保資金等を充当することとしています。

次に、43ページをお願いいたします。

2に、第4次中期経営計画の推進とあります。

Iの計画の概要ですが、当センターの基本理念を実現するための中期的な経営上の指針として、計画期間を令和6年度から令和11年度までの6年間とする第4次中期経営計画を作成しております。

本計画では、2に記載の4つの基本方針を掲げています。

1つ目は、県立の精神科医療機関としての役割・機能の発揮、2つ目は、医療の質の向上と安全・安心の確保、3つ目は、精神科医療を支える人材の育成、4つ目は、安定した経営基盤の確立。

以上、4つの基本方針に基づき、病院運営を行ってまいります。

当面の目標として、3に記載のとおり、令和8年度までの3年間で、コロナ前の令和元年度の経営水準に戻すことを目標としています。

予算及び各取組の詳細につきましては、この後、総務経営課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○池永幸生委員長 引き続き担当課長から説明をお願いいたします。

○富田総務経営課長 病院局でございます。

県立こころの医療センターの主な取組につきまして御説明申し上げます。

資料の43ページをお願いします。

項目1、病院の概要についてですが、開設時期につきましては、昭和50年に富合病院として開院し、改築後の平成9年からこころの医療センターとして運営しております。

病床数は、稼働病床150床、そのうち10床

は結核病床となっております。

診療科目、設置根拠等は記載のとおりです。

44ページをお願いいたします。

第4次中期経営計画の主な取組について御説明いたします。

1の県立の精神科医療機関としての役割・機能の発揮では、(1)セーフティーネット機能の維持・充実を図るとともに、(2)政策的・先導的精神科医療への対応として、児童・思春期医療の取組や、昨年度から実施しております産後うつ外来など新たな課題にも取り組みます。

また、(3)地域生活支援機能の充実・強化として、訪問看護やデイケアにも取り組みます。

(4)新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組として、県と締結しました感染症法に係る医療措置協定に基づき、体制整備を行ってまいります。

2つ目の医療の質の向上と安全・安心の確保では、(1)医療の質の向上として、必要な医療従事者を確保していきます。

(2)医療の安全・安心の確保として、医療安全管理体制の充実を図ってまいります。

45ページをお願いいたします。

3の精神科医療を支える人材の育成では、(1)県内精神科医療を支える人材の教育・研修の推進として看護実習生の受入れなど、当センターのスタッフによる教育、研修に取り組みます。

(2)地域への貢献として、DPATの派遣を含む災害医療への対応など、地域に貢献できる病院となるよう取り組んでまいります。

4の安定した経営基盤の確立では、(2)安定した経営基盤の維持・向上として、医業収益を確保し、経費の削減に努めます。

(4)施設・設備の適正管理及びデジタル化への対応として、長寿命化保全計画に基づく施設改修等を行うとともに、DXの推進によ

り、医療の質の向上及び業務の効率化を図ってまいります。

46ページをお願いいたします。

3の令和8年度予算について、内訳を御説明いたします。

表の黒丸の収益的収支では、その2行下の病院事業収益の内訳として、医業収益7億円余、医業外収益10億400万円余でございます。

病院事業費用の内訳としましては、医業費用16億9,300万円余、医業外費用が900万円余でございます。

次に、黒丸の資本的収支では、その下の2行下の資本的収入の内訳としては、企業債4,500万円でございます。資本的支出の内訳としては、建設改良費4,700万円余、企業債償還金3億5,300万円余でございます。

病院局の主要事業の説明については以上でございます。

○池永幸生委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、主要事業等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○藤川隆夫委員 9ページの介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の経済対策分、この件についてちょっと教えていただきたいんですけども、これは、国の補正予算を受けて経済対策分動き始めていると思います。その中で、昨年11月定例会並びに1月の臨時会で予算は通っています。その中で、この経済対策分については、やっと動き始めているような形に今なっておりまして、申請が5月末までというふうに聞いております。

その中で、現状が、まず、どのような医科、歯科、薬、あとは介護も、これは全部含まれると思いますので、その分野において、この申請の状況等をまず教えていただきたいのと、特に介護現場に関しましては、この賃上げに関しまして1人当たり幾らという形で出ていますので、これが、いつもこの話が出てくるんですけども、介護現場の場合は、介護職員のみならず、看護もいるし、事務もいるし、様々な職種が中にいるんですけども、対象者がいつも介護をやっている人だけになっている部分があるので、その実態として、1人当たり、たしか、1か月1万9,000円ぐらいだったと思うんですけども、それは6か月分だと思うんですけども、これが本当にその人たちの手に渡るか渡らないのか、これは法人によって、法人に渡してしまうと、それはどうなのか、ちょっと分からない部分があるし、それはどのような形でそこは把握されているのか。

もう一点が、併せて、物価高騰対策で、国から来ている重点支援地方交付金を使ったものがもう1本あると思います。これに関しては、介護だと施設のほうに行くようになっていくかというふうに思いますけれども、これの今の状況等を含めて、ちょっと全体的な話になりますけれども、教えていただければと思います。

○宮川高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

委員お尋ねになりまして、まず、1点目のこの賃上げ・職場環境改善支援事業の申請状況でございますが、まず、2回に分けて申請を受け付けまして、第1弾が2月24日から3月6日まで、そして、第2弾が3月9日から3月31日までの2回に分けて申請をお受けしております。

それで、今のところ、今日現在で、2つの申請期間合わせまして、大体976法人、大体

全体の45%ぐらいが今申請をされてきているのかなというところでございますが、今の実際の申請額につきましては、ちょっとまだ精査中の部分がございますので、まだこの場でちょっとお答えすることはできませんけれども、今後、その額についてもきっちり精査をしてまいりたいというふうに考えております。

ちょっとまだ事業所ごとの内訳についても、すみません、まだ整理ができておりませんので、ちょっとこの場でお答え申し上げることできませんけれども、総体の数としては、一応それだけ事業者としては出てきているという状況でございます。

2点目のお尋ねございました、その賃上げの分が、本当にそういった介護従事者の方々に渡るのか、どう把握しているかということでございますけれども、今お話のありましたとおり、今回のこの経済対策につきましては、従来の介護職員のみということではなくて、それこそ看護職員も含めた、介護従事者全てを一応対象としたものでございますが、確かにそれをしっかり賃金のベースアップに充てていただくということが必要だというふうに我々も考えておりますので、今回のこの補助金につきましては、実際のその介護を、基準となるその月の介護報酬総額に交付率を掛けて配分されるというような形になりますので、そういったところの配分を今後我々もしっかりと把握していく必要があると考えておりますけれども、まず、我々も介護事業者のほうに実地指導にも入っておりますので、全ての事業所に単に入るわけではございませんけれども、その実地指導に入った機会を捉えまして、そういった報酬の加算の状況につきましても、賃金のそういった改善の状況に充てているかどうかといったようなところも、ピックアップという形にはなりますけれども、しっかり確認してまいりたいというふうに考えております。

それと、3点目のお尋ねの物価高騰に対する支援というところでございますけれども、今、この9ページに書いておりますこの3と4の介護施設等、また、介護事業所等に対するサービス継続支援というものが、この3番については、そういった物価高騰に伴う食料費の高騰に対する支援と、そして、この4番の事業所に対するものというのが、将来必要となるような備蓄物資ですとか、あるいは送迎とか訪問の際の移動の経費、いわゆるガソリン代ということになりますけれども、そちらの高騰に対応するものでございます。ですので、こういったものも、今施設については、もう申請を締め切っております、こちらが大体587件ぐらい今申請をいただいているという状況でして、4番の事業所向けの支援につきましても、トータルで1,011件というようなことで、3,000事業所近いところから申請をいただいているところでございます。

今後、こちらについても、審査を含めて交付の準備を進めてまいりたいというふうに考えておりますけれども、いずれにしても、こういった形でそういった物価高騰に対する支援というものを進めていきたいというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 説明ありがとうございます。

なぜこんな話を聞いているかというと、やっぱり実は介護人材がなかなか集まってこないし、離職もしていつているという現実があります。それによって、さっき言った賃上げ分が本当に確実に渡らないと、やはりまた辞めていく人間が出てくる。なおかつ、今、介護現場、医療現場、福祉現場、全てなんですけれども、本当に人材不足、人手不足で、もうこっちもさっちもいかないような状況。もう極端に言うと、配置基準で動いているところはもう結構増えてきています。本来、配置

基準だけだと回っていかないのが現実です。やはり若干1人、2人いることによってうまくスムーズに、介護現場も今言った福祉現場、医療現場、回っていくんだけど、現状は、今言ったように、もうぎりぎり回っていつている。その中で、この賃上げに関して本当にありがたい形で今やってもらっていますので、これがスムーズに渡ることによって定着につながるし、なおかつ、やっぱりきちとした賃上げがあるということによって新たな雇用もそこで生まれてくるというふうに考えていますので、ぜひ、これは本当にきちと渡っているのかどうか含めてやってもらいたいと思いますし、当然この介護事業者に関しましては、やはり大変厳しい環境の中でやられておりますので、これに関しましては様々手を今打っていただいていますので、これによって少しでもいい介護現場におけるサービスの提供につながっていつてもらえればいいというふうに思っていますので、それも含めて、これからもチェックをしていただいて、間違いがないようにというか、きちとされているかどうかだけ見ていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○宮川高齢者支援課長 ありがとうございます。

今、委員からの御指摘ありましたように、我々のほうも、賃上げ以外にも本当に人材確保につきましては、様々な事業も展開しておりますので、そういったところもしっかりやりながら、一方で、やっぱりこういった処遇の改善というところにもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○吉田孝平委員 ちょっと関連でいいですか。

すみません、大変申し訳ないんですけども、私もこれを質問しようと思ったんですけども、まず、中身がちょっと私分かってなくて、商工関係で支援事業が、たしか、年末出たと思うんですけども、大体似たような支援対策か、ちょっと教えていただければ。

賃上げすれば、設備関係の支援をさせていただくような、ちょっと中身を少し教えていただければと思います。

○宮川高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

この9ページの1番のこの賃上げの職場環境改善支援事業につきましては、大きく3つのパターンございまして、まず1つ目が、いわゆる全体的な賃上げ支援ということで、介護事業所等のいわゆる介護従事者、介護職員だけではなくて、ほかの看護職員であるとか、ケアマネさんであるとか、そういった介護に従事する方々を含めて大体月約1万円で、それが、6か月ということでトータル1人当たり6万円というような形での賃上げの支援というものが1つございます。

それと、それに加えまして、いろんな事業所間の共同化ですとか、生産性の向上に取り組む事業所については、そこにまた月5,000円を上乗せすると。それが6か月分というような形で、これができると1人当たり3万円のアップになる。と、もう一段階、さらに、職場の環境改善に取り組む事業所については、月4,000円の6か月ということで2万4,000円というようなことになりまして、トータルで、最大で大体1人当たり月1万9,000円の賃上げにつながるということが、一応期待をされておるものでございます。

内容については、一応そういう形の補助金でございます。

○吉田孝平委員 ありがとうございます。

賃上げ分の支援事業ということですね。分

かりました。ありがとうございます。

設備とかではないんですね。

○池永幸生委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 24ページの障がい者支援課の新ファミリープラン作成モデル事業というのに関して、これは県単独分というような形で先ほどおっしゃいましたけれども、この具体的な内容をちょっと教えてもらえますか。

○佐方障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

ファミリープラン作成モデル事業について、概要を御説明いたします。

これまでの障害者の方への支援というのは、障害者の方個人に注目したいいわゆる個別支援が中心でございましたが、このモデル事業では、当事者の方を含めた家族全体を支援するプランをつくる、そのプランをつくる事業所をモデル的に、今年度3か所程度選ばせていただいて、そのプランをつくって、そのプランに基づく支援を行う事業所に県独自で支援するという仕組みになっております。

将来的には、熊本県独自に取り組ませていただきまして、できれば、これを国の制度化につなげるように、今年度のその取組を早急に効果検証いたしまして、また、国のほうにその制度の要望につなげていく。具体的には、事業所への加算という形で、その取り組む事業所を支援するというスキームをつくっていきたいというふうに考えております。

ちなみに、国の要望につきましては、この取組は今年度するものでございますが、先行して、昨年度の政府要望にもこういった取組をするということで、要望にものせていただいている状況でございます。

以上です。

○藤川隆夫委員 こういう形でファミリープ

ランをつくる事業所に対する支援みたいな話だったんですけども、実態として、一事業所当たりどの程度の障害者に対するファミリープランをつくっていくのか、そういう具体的な話までもうつられていますか。

○佐方障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

具体的に、その一事業所当たりどの程度の具体の計画をつくっていただくというのは、ちょっとこれからまず事業所を選定していただいて、その中で具体的な事例をお互いに共有しながらやっていこうと思っておりますので、まだちょっと具体的な話というのは今からでございます。

○藤川隆夫委員 ありがとうございます。

どちらにしろ、障害者を支援する上において、これは、やっぱり家族全体、あるいは地域含めて場合によっては巻き込まないといけないような事業だろうというふうに思っていますので、やっぱりきちとした事業ができ、そして、それが障害者にとっていい形になることを本当に願っていますので、これがうまくいって国のほうに上げられれば本当にいいなというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

ついでに、あと1点いいですか。

40ページの移植医療推進普及啓発事業に関して、ちょっとお尋ねなんですけれども、このコーディネーター自体が、もともとあんまりなくて、1人、2人で恐らくやっていたというふうに私の記憶ではあるんですけども、昨今、この移植医療をやっているところに対する加算の話が新聞等でちょっと出てきたんですが、やっているところとやっていないところに差をつけようみたいな話があったような気がするんですけども、今熊本県におけるこの移植の状況、角膜移植は、恐らく一番多いんだろうけれども、全体としてこの

臓器移植の状況、実態をちょっと教えてもらえればと思います。

○飯野薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

県内における臓器移植の実態についてお答えいたします。

まず、臓器移植コーディネーターの数でございますけれども、県内にお一人いらっしゃるという状況でございます。

また、臓器移植の件数でございますけれども、昨年度の数字になりますが、8月に1例、9月に1例、3月に1例、それぞれの脳死下での臓器提供が行われております。

また、県内における臓器提供ができる医療機関についてでございますけれども、8つの医療機関がございまして、熊本大学病院、熊本赤十字病院、熊本医療センター、済生会熊本病院、熊本労災病院、熊本市立、熊本市市民病院、熊本総合病院、天草地域医療センターにおいて、施設の要件というものがございしますので、それを満たして実施できる施設として県内にはございます。

藤川先生がおっしゃるその点数によって差をつけるというところについての制度なんですけれども、ちょっと今のところ手持ちにそういった資料がございませんので、また確認をさせていただいて、お答えをさせていただければと思います。

薬務衛生課からは以上でございます。

○藤川隆夫委員 分かりました。了解です。

○池永幸生委員長 ほかにありませんか。

○岩本浩治委員 障がい者支援課、先ほど藤川委員の質問にありましたファミリープラン作成モデル事業、24ページでございますが、これは、障がい当事者家族、これをどういう

ところがプランをつくって、家族と障害者がプランをつくって、どういうふうに進めていくのか、ちょっとそれが私分からなかったもので、教えていただければと思います。

○佐方障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

まず、1点目につきましては、どういったところがプランをつくるのかという御質問かと思いますが、要綱で定めているところが共同生活援助を行う事業所ですとか、自立生活援助を行う事業所、こちらが実際障害のある方の支援を行っている事業所ということで、そういった事業所の方を対象に今回公募をかけさせていただいているところです。まだ現在、公募をかけている状況でございます。

で、どういった形で支援をしていくのかというお話かと思いますが、実際そういった事業所の方々が把握して実際支援を行っている個人の方とその家族の方のケースについて、県とも共有をさせていただいて、その個人の当事者の方、また、その家族の方、包括的に、それお一人というよりも、家族全体でそれぞれの方々にどういった支援が適切なのかという、それが場合によっては、その障害のある方とその障害のある方を支える高齢の親御さん、それぞれのプラン、それを包括的なプランという形で策定して、それをその事業所のメンバーですとか、関係する地域の機関等とも場合によっては情報共有させていただきながらプランとしてつくって、具体の支援を行っていくというスキームになります。

○岩本浩治委員 大体、そうなりますと、今言われたのは市町村が行う事業がほとんどなんですよね。これは市町村に任せるんでしょうか、それとも直の福祉でいくのかどうか。

○佐方障がい者支援課長 まず、この事業自

体は県が行う事業で、あと、その委託先というか、モデルとしてやっていただくのは事業所になりますので、まず、県がしっかり関わって、事業所とやり取りしながらプランをつくるというスキームになります。

ただ、そこに、場合によって、どういったそのサービスを行うのが必要かという中では、市町村の方に関わっていただくことも出てくるかとは思います。

○岩本浩治委員 大体分かったような感じがするんですが、在宅事業というのは、ほとんど障害児者も、大部分は、在宅事業で、これは、市町村事業がほとんどなんですね、うちがやっているのもほとんど市町村事業なんですよ。そして、その中でどう、例えばこの県が関わっていくのかというのがちょっと分からなかったんですね。プランをつくって、そのプランは、例えば障がい者支援課で検証するとかということになっていくんでしょうか。

○佐方障がい者支援課長 検証についてですが、将来的な目的として国に制度化をお願いするという意味で、県がこの事業を立ち上げているところでございますが、検証自体は県が行わせていただきますが、しっかり関係する機関からも御意見をいただきながら、効果的な効果検証をやっていきたいというふうに考えております。

○岩本浩治委員 分かりました。ありがとうございました。

○池永幸生委員長 いいですか。

○岩本浩治委員 はい。

○池永幸生委員長 ほかに何かありませんか。

○藤川隆夫委員 もう一個よかですか。

病院局のほうに。これは、前から何度も話している話なんですけれども、実は、病床は50床、休床のまま。これに関して、実はこの委員会の中でも何度かこの50床をどうするんだって話をさせてもらっています。

それで、現時点で構いませんけれども、この50床をどのような利活用するのかというのを、方針等がもし決まっているのであれば、ちょっと教えていただければと思います。ないんであれば、ないで構いません。

○富田総務経営課長 病院局でございます。

委員御指摘のとおり、今、50床は休床となっているところでございます。

今、御案内のとおり、なかなか医師の確保というのが非常に難しい状況になっている状況でございます。今、150床のところでは今、医師、ぎりぎりといいますか、150床のところで一応回しているのが現状でございます。なかなかその50床を再開するとか、そういうような検討は、今のところ行っていない状況でございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 であれば、この50床を、この間も言ったんですけども、極端に言うと、売却したらって話もさせてもらったんですよ。今、数百万でワンベッド動きますので、そういう話もさせてもらったんですけども、せっかくあるわけなので、精神科の病床としてではなく、介護分野のような使い方もひょっとするとできないのかなと思いつつ、何かちょっと考えていただきたいんですね、この50床、極めてもったいないような気がしてしょうがないんですよ。これが本当に動けば、もっともって病院経営は私は楽になるんだろうなというふうに思っていますので、まずは医者がないという現実があります。そ

れで動かせないというのもよく理解します。

ただ、やっぱりこの50床、何とか動かす方法を見つけてもらう、見つけるような作業をするというのは、ある意味必要なのかなと。

要は、地域にとっても大事な50床になってくと思うので、要するに、その精神科に特化しなかったっていいし、介護でもいいし、先ほど言った通所型でもいいし、何か使い道がないのかなと、小規模多機能みたいな形にできないのかなというふうに思っているの、何か考えてみてというのが要望です。

以上です。

○池永幸生委員長 いいですか。

○藤川隆夫委員 はい。

○池永幸生委員長 ほかにありませんか。

○岩本浩治委員 社会福祉課、13ページでございます。生活保護適正実施推進事業と4番目の新規の生活扶助基準改定最高裁判決対応事業ですか、これの関連というのは、例えば、生活保護の適正化に向けた取組というのは、どういうことを指して言っていくのか。

それと、新の生活扶助基準改定最高裁判決対応事業、これとの関連というのはどういうふうにあるのかなと思ひまして、お聞きしたいんです。

○池島社会福祉課長 御質問ありがとうございます。

生活保護適正実施推進事業におきましては、各福祉事務所が、まず生活保護業務を、ここに記載されておりますとおり、適正に実施するための専門員と嘱託医等を含めて本庁への配置、さらには、そのケースワーカー等が通常どおりの業務がさらに効果的なものになるようにということで、研修等の実施等によって、そうした業務を通しまして、適正化

に向けて取組を推進してまいるというのが、従来どおりの業務の中でさらに飛躍、それを継続させていこうというのが、(2)の適正実施推進事業でございます。

(4)の生活扶助基準改定最高裁判決対応事業につきましては、昨年の6月27日の最高裁判決で、過去、平成25年8月から生活保護法で一旦基準を下げたものが下げ過ぎたりというところで、一つそこを適正基準に戻すということで、4.78%まで下げたのを2.49%が適正だったというところで、その差額を平成25年以降いらっしゃる受給者の方、途中で、平成25年から現在まで、廃止された世帯も含みますけれども、その受給されている世帯に追加給付を行うという事業でございます。

ですので、これは、今年度、昨年度の最高裁判決を受けて取り組む事業ということで、従来どおりの適正実施をやる業務とはまた別に追加給付をさせていただく、その基準改定の適正化を図るための追加給付をさせていただくというのが、こちら、(4)の最高裁対応事業の中身になります。

以上でございます。

○岩本浩治委員 そうしますと、今回の生活保護適正化ということになりますと、この最高裁基準で出た金額が今年度から適用していくということになるわけですね。

○池島社会福祉課長 最高裁判決対応事業につきましては、先ほどの下げ過ぎたものを戻すということですので、一回限りの給付という形になります。

ですので、継続された世帯、平成25年以降継続された世帯、また、途中で廃止になられた世帯に1回、下げ過ぎた基準の追加を行うということで、それで終了するという形でございます。

○岩本浩治委員 熊本も遡って払わなん分が

あるんですかね。

○池島社会福祉課長 大体、今、生活保護世帯が、継続中の世帯は大体約1,900世帯ございます。廃止された世帯が25年から遡って2,600世帯ありますので、4,500世帯が、県の町村部の事務所の対応世帯数になりますので、そちらのほうを対象として追加給付をさせていただくという形になります。

○岩本浩治委員 分かりました。ありがとうございました。

以上です。

○池永幸生委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○池永幸生委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

最後に、その他に入りますが、委員から何かありませんか。

○藤川隆夫委員 その他で1点いいですか。

実は、緊急避妊薬の件でちょっとお尋ねしたいんですけども、現在、ドラッグストアで対面で販売ができるようになり、ただ、熊本の場合は、その施設が少ないという報道がっております。

熊本県自体は、実は、人工妊娠中絶の件数がやたら多い県であります。であれば、これってのはある意味、ある程度、いろんなところで割と簡便にですね、あんまり私は簡便にはよくないと思ってんだけど、ただ、今言った人工妊娠中絶を止めるためには、やっぱりそれなりのある程度、気軽にも言いたくないんだけど、そういうふうなものが必要、提供できる場所がもうちょっとあってもいいのかなというふうに思うんだけど、これはもう県の薬剤師会とも相談されながらやっている事業だというふうに思うんですけども、今後、これはどういうふうな方向に

行きそうか、ちょっともし分かっていたら教えてください。

○飯野薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

緊急避妊薬の件でお尋ねいただきました。

また、緊急避妊薬については、これまで医療用として認められているものがございましたが、それを医師の処方箋なしで薬局等で購入できるようになったというのが、今年の2月からでございます。

その県内の取扱状況でございますけれども、4月19日の熊日の朝刊にも掲載がございましたが、熊本県としては、全国で最も少ない17件にとどまっているという状況がございます。この要因についてなんですけれども、まだ緊急避妊薬の販売に当たっては、それを取り扱う薬局と医療機関、具体的には産婦人科医になりますけれども、それとの連携が必須と、それが一つの要件として掲げられておりまして、この連携構築の在り方については、国から2つの方法が示されているところでございます。

1つ目が、包括的連携といいまして、県単位で県の薬剤師会と県の医師会とで、それぞれ取扱薬局とそれと連携している医療機関の名簿を作成し、それを共有することによって網羅的に連携を構築するという方法が1つ、もう一つは、そうではなくて個別の薬局が個別の医療機関と文書を交わして連携を図るという個別の連携というやり方が示されております。

県薬剤師会としては、前者の包括的連携を目指して、県の医師会と調整を図っていたところ、やはりその連携の在り方としては、お互いに顔が見える関係を丁寧に構築することであるとか、県内の事情として、1つの産婦人科の医療機関に連携が集中しないことということを重要視されたようでございまして、個別の連携の手法が選択されたというふうに

聞いております。

この個別の連携は、個々の薬局と医療機関が連携をしていくということになるんですけれども、県の薬剤師会、医師会がそれに相談に応じたり、協力をしているというふうにお伺いしております。今後、徐々に増えていくというふうに話は伺っております。

今回、個別に連携を進めていくということで、熊日の新聞の数字には現れなかった点というのが結構あるのかなというふうに思っておりますので、県といたしましては、そういった関係団体の連携構築の状況を引き続き注視してまいりたいというふうに考えております。

薬務衛生課からは以上です。

○藤川隆夫委員 分かりました。結構です。いいです。

○池永幸生委員長 いいですか。

○藤川隆夫委員 大丈夫です。

○池永幸生委員長 ほかに何かありませんか。

○飯野薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

先ほど藤川先生から御質問いただきました臓器移植の新たな点数について御質問いただいた点について、御報告をさせていただきます。

先生おっしゃるとおり、今年の1月、国の中医協のほうで、臓器移植の関連の点数が改定され、改定に係る議論が行われておりました。この思惑について、国としても、どうにかして移植医療を増やしていこうという思惑があるというふうに承知しております。

具体的には、移植をするに当たっては、当然外科手術が必要で、専門の外科医が必要に

なってくるんですけども、それが偏在をしているという背景がございまして、当然移植をするに当たっては、臓器移植を摘出するところと移植するところが、それで、2つ病院があることになるんですが、この点数では、移植医がいる病院から摘出をする病院に移植医が移動しまして、そこで摘出をし、その臓器を元いた病院に持ってくるといったところで、臓器移植が成立すれば点数がつくという内容のものになっております。

まだまだこの内容は、新しい試みで議論中というふうに承知しておりますので、それが県内の移植にはどのように影響を与えるかと、こういうところまでは分析はできておりませんけれども、こういった新たな点数の在り方についても、引き続き県としては注視してまいりたいと、このように考えております。

薬務衛生課からは以上でございます。

○藤川隆夫委員 了解です。

○池永幸生委員長 ほかに何かありませんか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第2回厚生常任委員会を閉会いたします。

午後4時31分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

厚生常任委員会委員長